

藤岡市農業委員会
令和4年第5回
定例会議事録

令和4年5月2日招集

令和4年藤岡市農業委員会第5回定例会議事録

令和4年5月2日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和4年藤岡市農業委員会第5回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 23号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 26号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第 27号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 28号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 29号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 30号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第 31号 農用地利用配分計画（案）について
報告第 9号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 10号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（12名）

- | | | | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|-------|------|--------|
| 1 番 | 秋山 幸夫 | 2 番 | 宮澤 一夫 | 3 番 | 清水 文江 | 4 番 | 浦部 隆 |
| 5 番 | 浅見 健司 | 8 番 | 関根 隆雄 | 9 番 | 折茂 高弘 | 10 番 | 金澤 貞夫 |
| 11 番 | 岩下 次夫 | 12 番 | 茂木 由子 | 13 番 | 山口 暁 | 14 番 | 福田 俊太郎 |

[出席農地利用最適化推進委員]（山田 武房）

[事務局]

- | | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 塚本 良 | 事務局 次長 | 宮本 佳洋 |
| 次長補佐兼係長 | 瀧澤 透 | 主 任 | 牧 眸美 |
| 主 任 | 笠原 諒亮 | | |

（開会13時31分）

- 事務局次長 ただ今より令和4年第5回定例会を進行させていただきます。
本日も引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、日野地区の推進委員さん以外のご出席はご遠慮いただいております。また下審査につきましては、隣の小会議室を用意しております。2班の委員さんは移動をお願いします。それでは開会に当たりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 ありがとうございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和4年第5回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員12名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。9番折茂（高弘）委員、10番金澤委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。初めに、別紙でお配りしてあります前回の定例会において継続審議（保留）になりました、議案第23号農地法第5条の規定による許可申請、整理番号3番の案件について、事務局より報告をお願いします。

(事務局報告)

議長 それでは、ただ今より休憩にはいります。

(休憩13：35)

(再開13：41)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。結果について、事務局より報告がありました。何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第23号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第23号整理番号3番は許可と決定します。続きまして、議案第26号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 議案第26号について、事務局の説明が終わりましたが、はじめに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第26号整理番号1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第26号整理番号1番については申請のとおり決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第26号整理番号2番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第26号整理番号2番については申請のとおり決定します。続きまして、議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第28号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第29号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13：49)

(再開14：32)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いいたします。

1班班長 報告いたします。議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は、鮎川のSさんが、農業経営の規模拡大を図るため、東平井の農地1筆、745㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書18ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第27号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、はじめに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第27号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第27号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号2番の1件です。整理番号2番は、市外の法人が、農業経営の規模拡大を図るため、農地10筆、9,502㎡を取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書18ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第27号整理番号2番について2班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第27号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第27号整理番号2番は許可と決定します。続きまして、議案第28号農地法第4条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第28号農地法第4条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は、上戸塚のAさんが、農家住宅の敷地を拡張するために転用するもので、農地2筆、面積は255㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第28号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第28号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第28号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、議案第29号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第29号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から5番の5件です。整理番号1番は、市外のAさんが、上戸塚の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は346㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、立石のAさんが、立石の農地を売買で取得し、露天駐車場及び露天資材置場用地として転用するもので、農地2筆、面積は1,623㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、市内の法人が、上栗須の農地を売買で取得し、露天資材置場及び露天駐車場用地として転用するもので、農地3筆、

面積は342.22㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号4番は、市外のTさんが、上日野の農地を賃貸借で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は677㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号5番は、市内の法人が、浄法寺の農地を売買で取得し、露天資材置場用地として転用するもので、農地7筆、面積は2,191㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第29号整理番号1番から5番について1班の班長さんより報告がありましたが、はじめに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第29号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第29号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、次に、整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第29号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第29号整理番号2番は許可と決定します。次に、整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第29号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第29号整理番号3番は許可と決定します。次に、整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第29号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第29号整理番号4番は許可と決定します。次に、整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第29号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第29号整理番号5番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第29号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号6番から11番の6件です。整理番号6番は、中島のKさんが、小林の農地を売買で取得し、一般住宅用地として転用するもので、農地2筆、面積は461㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号7番は、下栗須のTさんが、下栗須の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は499㎡、農地区分は第1種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号8番は、下栗須のSさんが、上大塚の農

地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は285㎡、農地区分は第1種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号9番は、市外のSさんが、神田の農地を売買で取得し、一般住宅用地として転用するもので、面積は348㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号10番は、市外のTさんが、三本木の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は478㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号11番は、市内の法人が、三本木の農地を賃貸借で借り受け、露天駐車場用地として転用するもので、面積は295㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第29号整理番号6番から11番について2班の班長さんより報告がありましたが、はじめに整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第29号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第29号整理番号6番は許可と決定します。次に整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第29号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第29号整理番号7番は許可と決定します。次に整理番号8番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようですので、採決します。議案第29号整理番号8番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第29号整理番号8番は許可と決定します。次に、整理番号9番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようですので、採決します。議案第29号整理番号9番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第29号整理番号9番は許可と決定します。次に、整理番号10番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようですので、採決します。議案第29号整理番号10番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第29号整理番号10番は許可と決定します。次に、整理番号11番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようですので、採決します。議案第29号整理番号11番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第29号整理番号11番は許可と決定します。続きまして、議案第30号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第30号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら願います。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第30号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第30号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第31号農用地利用配分計画(案)について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第31号について、事務局の説明が終わりましたが、はじめに議案書13ページの1番から3番について、何かご意見がありましたら願います。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、議案第31号農用地利用配分計画(案)1番から3番について、特に意見なしということでよろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第31号農用地利用配分計画(案)1番から3番については、そのように決定します。次に議案書13ページの4番から10番につい

て審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第31条の規定により、本議案に関する委員は審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 それでは、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、議案第31号農用地利用配分計画(案)4番から10番について、特に意見なしということよろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第31号農用地利用配分計画(案)4番から10番については、そのように決定します。

(関係委員着席)

議長 次に議案書13ページの11番から14ページの20番について、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、議案第31号農用地利用配分計画(案)11番から20番について、特に意見なしということよろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第31号農用地利用配分計画(案)11番から20番については、そのように決定します。続きまして、報告第9号・10号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、報告第9号・10号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和4年第5回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14時53分)